

LIA-J500 JIS 認証申請等の手引き 新旧対照表（令和元年 7 月 1 日施行）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>1 JIS 認証申請等の手引きについて 本文書は、一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会（以下「本協会」という。）が運営する、JIS 認証制度における認証の申請などに必要な手続の詳細について説明したものです。</p> <p>本文書及び申請手続に関するお問い合わせ先は次のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会 中央検査所 〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中 8-5-7 TEL: 0467-78-8645 / FAX: 0467-77-7499 E-mail: jis@lia.or.jp ホームページ: https://www.lia.or.jp/jis/</p> </div> <p>2 認証の申請 認証の申請にあたっては、次表に掲げる申請書類を本協会の中央検査所までご提出ください。正式に受理した後、請求書を送付しますので、指定された期日までに手数料を お振り込み ください。</p> <p>なお、書類が不足している場合など申請の形式上の要件を満足しない場合は修正を行っていたことがあります。</p> <p>2.1 認証申請書 認証申請書は、添付の様式（様式—001）をご使用ください。申請書の記入方法は以下のとおりです。</p> <p>(1) 略 (2) 根拠法令 国内の製造業者は“産業標準化法第 30 条第 1 項”を、国内の輸入業者又は販売業者は“同第 30 条第 2 項”が適用となります。</p> <p>(3)~(6) 略 (7) 適用する審査基準 “鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令”第 2 条第 1 項で定める品質管理体制の審査の基準(A)又は同条第 2 項で定める品質管理体制の審査の基準(B)のいずれか該当するものを○で囲む。</p> <p>(8) 略</p> <p>2.1~2.6 略</p> | <p>1 JIS 認証申請等の手引きについて 本文書は、一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会（以下「本協会」という。）が運営する、JIS 認証制度における認証の申請などに必要な手続の詳細について説明したものです。</p> <p>本文書及び申請手続に関するお問い合わせ先は次のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会 中央検査所 〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中 8-5-7 TEL: 0467-78-8645 / FAX: 0467-77-7499 E-mail: jis@lia.or.jp ホームページ: http://www.lia.or.jp/jis/</p> </div> <p>2 認証の申請 認証の申請にあたっては、次表に掲げる申請書類を本協会の中央検査所までご提出ください。正式に受理した後、請求書を送付しますので、指定された期日までに手数料を お振込み ください。</p> <p>なお、書類が不足している場合など申請の形式上の要件を満足しない場合は修正を行っていたことがあります。</p> <p>2.1 認証申請書 認証申請書は、添付の様式（様式—001）をご使用ください。申請書の記入方法は以下のとおりです。</p> <p>(1) 略 (2) 根拠法令 国内の製造業者は“工業標準化法第 19 条第 1 項”を、国内の輸入業者又は販売業者は“同第 19 条第 2 項”が適用となります。</p> <p>(3)~(6) 略 (7) 適用する審査基準 “日本工業規格への適合性の認証に関する省令”第 2 条第 1 項で定める品質管理体制の審査の基準(A)又は同条第 2 項で定める品質管理体制の審査の基準(B)のいずれか該当するものを○で囲む。</p> <p>(8) 略</p> <p>2.1~2.6 略</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>3 定期的な認証維持製品試験 略</p> <p>4 定期的な認証維持工場審査 略</p> <p>5 認証の追加又は変更 略</p> <p>6 管理検査 認証取得者は、JIS マーク等の表示を使用する場合、当該鋳工業品が該当する JIS に適合することをロット抜取検査(管理検査)によって確認する必要があります。</p> <p>(1) 該当する「個別認証要求事項」に基づき、全ての工程検査が終了した鋳工業品のロットごとに、そのロットの大きさに応じた数量の鋳工業品を抜き取って試験を行い、その記録を保存してください。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>7 証票の管理 略</p> <p>附 則(中略)</p> <p><u>附 則(令和元年7月1日改正)</u> <u>この改正は、令和元年7月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">申請書等の様式集 略</p> | <p>3 定期的な認証維持製品試験 略</p> <p>4 定期的な認証維持工場審査 略</p> <p>5 認証の追加又は変更 略</p> <p>6 管理検査 認証取得者は、JIS マーク等の表示を使用する場合、当該鋳工業品が該当する JIS に適合することをロット抜取検査(管理検査)によって確認する必要があります。</p> <p>(1) 該当する「個別認証要求事項」に基づき、すべての工程検査が終了した鋳工業品のロットごとに、そのロットの大きさに応じた数量の鋳工業品を抜き取って試験を行い、その記録を保存してください。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>7 証票の管理 略</p> <p>附 則(中略)</p> <p style="text-align: center;">申請書等の様式集 略</p> |